

# 地方公共団体のシェアリングエコノミー活用に係るタスクフォース 開催要綱

## 1 目的

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図る地方公共団体等による取組を支援するため、総務省が平成30年度予算において概算要求をしているモデル事業等の円滑で効果的な実施に向けて、実施方針等を検討することを目的として、「地方公共団体のシェアリングエコノミー活用に係るタスクフォース」を開催する。

## 2 名称

本タスクフォースは「地方公共団体のシェアリングエコノミー活用に係るタスクフォース」と称する。

## 3 検討内容

- ・地方公共団体のニーズの把握、確認
- ・モデル事業におけるシェアリングエコノミー事業者のノウハウの活用
- ・モデル事業を実施するに当たっての課題整理
- ・モデル事業の進め方
- ・モデル事業に向けた実施方針
- ・省内外の部局との連携 など

## 4 タスクフォースの構成及び運営

- (1) 本タスクフォースの構成員は、別添のとおりとする。
- (2) 本タスクフォースに座長を1人置く。座長は、別添のとおりとする。
- (3) 座長は、本タスクフォースを招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本タスクフォースを招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本タスクフォースの運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## **5 任期**

本タスクフォースの構成員の任期は、就任を承諾した日から平成30年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

## **6 議事等の公開**

本タスクフォースの会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

## **7 事務局**

本タスクフォースの庶務は、総務省地域力創造グループ地域政策課において行うものとする。